

新潟市

地産
地消

Eat Local Eat Fresh

推進の店

新潟市地産地消推進の店 ロゴマーク 使用マニュアル

新潟市

(2020年4月版)

「新潟市地産地消推進の店」ロゴマークをご活用ください

新潟市では、県内・市内で生産される農畜水産物を積極的に利用・販売・PRする小売店・飲食店等を「新潟市地産地消推進の店」に認定し、その認知向上につとめてきましたが、「新潟市地産地消推進の店」をさらにアピールし、市民のみなさんから広く知っていただくため、シンボルとなるロゴマークを作成しました。

新潟市では今後、このロゴマークを活用し、新潟市の食と食材の魅力を市内外に発信するとともに、それらを味わえる店として「新潟市地産地消推進の店」の認知向上と利用拡大を図ってまいります。

<ロゴマークのデザインについて>

カラフルな色彩は新潟市の多彩な農畜水産物を表し、それらの食材が集まって「ごちそう」となることを茶碗の形で表現しています。

茶碗の隙間の白い部分は水(水面)を、ロゴタイプの焦げ茶色は大地をイメージし、新潟市の食を育む豊かな自然の恵みを表現しています。



<ロゴマークの使用>

このロゴマークは、「新潟市地産地消推進の店」認定店のほか、市が認めた場合に使用することができます。
なお、「新潟市地産地消推進の店」認定店については、次に掲げる要件をすべて満たす店舗のみ使用できるもの
とします。

- 1 食品衛生法及び関連法令を遵守していること
- 2 「新潟市地産地消推進の店」の認定基準を満たしていること

ロゴマークを使用する際は、市が提供するデジタルデータを使用し、むやみに手を加えたり、作図したりすること
のないよう心掛けてください。

また、市に無断でロゴデザインに係る素材または制作物を第三者に譲渡または転貸することを禁止します。



■使用にあたってのお問い合わせ先

新潟市食と花の推進課

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 ふるまち庁舎4階

TEL:025-226-1864 FAX:025-226-0021

E-mail:shokuhana@city.niigata.lg.jp

<ロゴの規定>

ロゴマークとロゴタイプの組みになったものが基本形です。
Aをメインロゴとしますが、デザインによってはBのバリエーションの使用を認めます。

A メインロゴ

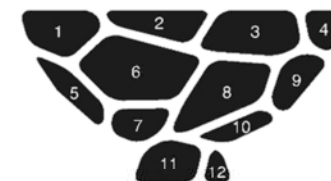


B



<カラーシステム>

背景色が白色と焦げ茶色の2つのバージョンがあります。
使用については、必ず下記に表示した色指定を使用してください。



背景色
C:55% M:86%
Y:62% K:32%

円
(背景あり、背景なし同一色)
C:62% M:94%
Y:68% K:40%



文字
(背景なしパターン)
C:62% M:94%
Y:68% K:40%

1		C:55% M:40% Y:85%
2		C:60% M:80% Y:40% K:20%
3		M:90% Y:70%
4		C:30% M:50% Y:30%
5		C:20% M:35% Y:45%
6		M:85% Y:85%
7		C:55% M:20% Y:100%
8		C:3% M:30% Y:80%
9		C:72% M:40% Y:100%
10		C:45% M:90% Y:40%
11		C:90% M:90% Y:45% K:10%
12		C:5% M:100% Y:100%

<余白規定>

ロゴマークの左右10分の1以内(保護エリア)に他の要素を表示しないでください。

<使用禁止例>

以下の場合に使用を禁止します。

- 指定色を変えること
- ロゴマークの全部または一部の形を変えること
- 書体を変えたり、組み換えをしたりすること
- ロゴマークが見えにくくなるような強烈な背景の上に表示すること
- ロゴマークとロゴタイプを分割し別々に表示すること
- 保護エリアを無視して他の文字やデザインと組み合わせて使用すること



<使用にあたっての注意事項>

ロゴマークを使用する際には、次の各事項にご留意ください。

- 使用者が、独自のロゴマーク、商標、意匠等に相当するものとして独占的に使用(登録)することはできません。
- ロゴマークを使用(表示)することにより、当該店舗および商品の品質やサービスの内容などを保証することを目的とするものではありませんが、使用にあたっては認定店としての信用が損なわれることのないよう努めてください。
- 次の場合は、ロゴマークを使用することができません。
 - ・ 「新潟市地産地消推進の店」の認定を受けていないとき。
 - ・ 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用される恐れがあるとき。
 - ・ 法令や公序良俗に反する恐れがあるとき。
 - ・ 新潟市の信用や品位を傷つけ、またロゴマーク制定の趣旨の妨げとなる恐れがあるとき。
 - ・ 規定の使用方法によらないと認められるとき。
 - ・ 自己のロゴマーク、商標または意匠として利用される恐れがあるとき。 など
- ロゴマークを使用する場合は、事前に使用届を提出する必要があります。ただし、次に該当する場合は事前の届出なく使用することができます。
 - ・ 「新潟市地産地消推進の店」に認定された店舗が、認定店であることをPRする目的で、店頭や店舗HP、メニュー表、チラシ、ポスターに使用する場合(※名刺への使用は不可)
 - ・ 報道関係機関が報道および広報の目的で使用する場合
- ロゴマークの不適正な使用が認められたときは、使用者に対し改善を求め、改善が見られない場合は、使用を差し止め、使用者に対し、ロゴマークを使用した物品等の回収等の措置を求めることができるものとします。この場合、使用者に損害が生じても、市はその責めを負わないものとします。
- ロゴマークを使用したことに起因し使用者に生じた損失補償等について、市は一切の責任を負いません。

